



# 和歌山市公報

令和6年（2024年）5月15日  
第1775号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【告示】

番号	ページ
205 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 3
206 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 4
207 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 5
208 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 6
209 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 7
210 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 8
211 放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 9
212 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 10
213 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 11
214 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 12
215 都市再生特別措置法の規定による都市再生推進法人の指定	(都市再生課) 13
216 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 14
217 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 15
218 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 16
219 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 17
220 地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(市民自治振興課) 18
221 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 19
222 指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	(指導監査課) 20
223 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課) 21
224 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出	(障害者支援課) 22
225 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出	(障害者支援課) 23
226 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出	(障害者支援課) 24

### 【公告】

○ 開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 25
○ 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示されている旨の公告	(まちなみ景観課) 26
○ 建築基準法の規定による意見の聴取	(建築指導課) 27
○ 市有財産売却公告	(管財課) 28

### 【選挙管理委員会告示】

10 委員会の招集	(選挙管理委員会事務局) 33
-----------	-----------------

**【 教育委員会告示 】**

- 7 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 34

**【 農業委員会公告 】**

- 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 35  
○ 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 36

**【 企業局規程 】**

- 6 和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（企業総務課） 37

**【 企業局告示 】**

- 17 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・・・（企業総務課） 40  
18 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（企業総務課） 41

和歌山市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月2日揭示済）

和歌山市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月2日揭示済）

和歌山市告示第 2 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示  
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 2 日 掲 示 済）

和歌山市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月2日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月2日掲示済）

## 和歌山市告示第209号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月20日、同月23日、同月26日及び同月30日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月18日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月16日
南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年4月16日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年5月8日揭示済)

## 和歌山市告示第210号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年4月16日、同月18日、同月22日、同月24日、26日及び同月30日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和6年5月8日揭示済)

## 和歌山市告示第211号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和6年5月10日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月19日、同月24日、同月27日	令和6年2月7日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年1月25日	令和6年2月7日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場及び紀和駅前公園及び太田第4公園及び東公園	令和6年1月16日、同月17日、同月25日、同月30日及び同月31日	令和6年2月7日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年5月8日掲示済)

**和歌山市告示第 2 1 2 号**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 9 日 掲 示 済）

**和歌山市告示第213号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月9日揭示済）

和歌山市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月9日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月9日揭示済）

**和歌山市告示第 2 1 5 号**

都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 1 1 8 条第 1 項の規定により都市再生推進法人の指定をしたので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 法人の名称  
株式会社紀泉ふるさと創研
- 2 法人の住所  
和歌山市十一番丁 1 0 番地
- 3 法人の事務所の所在地  
和歌山市十一番丁 1 0 番地

（令和 6 年 5 月 1 4 日 掲 示 済）

**和歌山市告示第 2 1 6 号**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 1 5 日 掲 示 済）

和歌山市告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月15日揭示済）

**和歌山市告示第 2 1 8 号**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 1 5 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 219 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 15 日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和 6 年 5 月 15 日 掲示済）

和歌山市告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和6年5月15日揭示済）

## 和歌山市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条、及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30718 00282	株式会社SIN	デイサービスセンター ひなたぼっこ 和歌山県岩出市西国分 32	地域密着型通所 介護	令和6年4月6日
30701 06137	野上木工株式会社	ヤマヨ家具ランド貸与 事業所 和歌山市毛見1437 番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与	令和6年4月7日
30701 06137	野上木工株式会社	ヤマヨ家具ランド貸与 事業所 和歌山市毛見1437 番地	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	令和6年4月7日
30701 08257	株式会社ライフワン	介護用品ショップあす も 和歌山市鳴神248- 30	福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与	令和6年4月10日
30701 08257	株式会社ライフワン	介護用品ショップあす も 和歌山市鳴神248- 30	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	令和6年4月10日
30701 11368	合同会社総合福祉高積	ケアプランセンター高 積 和歌山市新庄501- 10	居宅介護支援	令和6年4月15日
30701 08851	株式会社関口建設	リモデルハウス 和歌山市園部951- 2	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	令和6年4月18日
30701 00890	有限会社ツダ医科器械 店	有限会社ツダ医科器械 店 和歌山市弁財天丁57 番地	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	令和6年4月30日

（令和6年5月15日揭示済）

## 和歌山市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）法第41条第1項本文、法第53条第1項本文及び法第58条第1項の規定による指定をしたので、同法第78条、第115条の10及び第115条の30の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91537	合同会社禅	訪問看護ステーション禅 和歌山市善明寺281番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年5月1日
30601 91545	一般社団法人日本福祉事業管理者協会	アウル訪問看護ステーション和歌山 和歌山市伝法橋南ノ丁11番1 エステムコート 和歌山Cityステーションフロント604号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6年5月1日
30701 08901	株式会社蕾	ケアプランセンターつばみ 和歌山市大谷24番地2 メゾンファミリーユ102号	介護予防支援	令和6年5月1日
30701 14834	ゆみおグッドライフサポート株式会社	ゆみお訪問介護ステーション 和歌山市源蔵馬場2丁目4-8 藪田マンション301号室	訪問介護	令和6年5月1日
30701 14842	株式会社あかりホーム	GRACIL和歌山 和歌山市太田2丁目7番1	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和6年5月1日

(令和6年5月15日揭示済)

## 和歌山市告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14834	ゆみおグッドライフサポート株式会社	ゆみお訪問介護ステーション 和歌山市源蔵馬場2丁目4-8 藪田マンション301号室	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年5月1日
30718 00928	株式会社OhanA	訪問介護OhanA 和歌山県岩出市山51-11	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和6年5月1日

(令和6年5月15日揭示済)

## 和歌山市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関	担当する医療 の種類	(主として担当する医師) 変更前	(主として担当する医師) 変更後	変更年月日
日本赤十字和歌山医療 センター (和歌山市小松原通4 丁目20)	腎臓、 腎臓移植	東 義人	杉谷 盛太	令和6年4月1日

(令和6年5月15日揭示済)

## 和歌山市告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	医療機関の名称 変更前	医療機関の名称 変更後	変更年月日
おれんじ薬局	和歌山市和歌川町9 - 4	保険調剤薬局ヘルシー	おれんじ薬局	令和6年1月1日

(令和6年5月15日揭示済)

## 和歌山市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月15日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援 医療機関の名称	指定自立支援 医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護あすなろ	和歌山市駕町35 エ スポワール駕町406 号室	和歌山市駕町35 石見マンション 406号室	和歌山市駕町35 エスポワール駕 町406号室	令和6年2月22日

(令和6年5月15日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年5月8日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市梅原字三反田74番、75番、76番	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵
和歌山市楠本字井戸377番1	(登載省略)

(令和6年5月8日揭示済)

## 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の 書類の送付に代えて掲示されている旨の公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づく、和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合が施行する和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分の通知について、送付を受けるべき者が受領を拒んだため、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項後段の規定により、当該通知書の送付に代えて、下記のとおり通知の内容が掲示されている。

令和6年5月10日

和歌山市長 尾花 正 啓

記

1. 送付を受けるべき者の住所及び氏名  
(登載省略)
2. 掲示場所  
和歌山市中636番3  
(和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合事務所)
3. 掲示期間  
令和6年5月10日から10日間（5月20日まで）

(令和6年5月10日掲示済)

## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき公開による意見の聴取を行いますので、利害関係者で意見のある方はお越しくください。

令和6年5月10日

和歌山市長 尾花 正 啓

- 1 意見の聴取の日時 令和6年5月20日（月曜日）  
午前10時00分から午前10時30分まで
- 2 意見の聴取の場所 和歌山市西汀丁29番  
和歌山市教育文化センター 1階 中会議室
- 3 意見の聴取に付すべき事項 次の建築基準法第48条第10項ただし書の規定による建築許可

用途	申請人	建築場所	工事種別 構造・規模
工場（給食センター）	和歌山市七番丁23番地 和歌山市長 尾花 正啓	和歌山市西浜1660番4 01の一部	新築 鉄骨造 地上2階 地下1階 延べ面積 4,157.59㎡

（令和6年5月10日揭示済）

## 市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 一般競争入札により売却する物件

以下の17件の土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件 番号	所在地番	地目及び 構造	実測地積（㎡）	最低入札予定 価格（円）
1	東田中字東国170番1	宅地	116.65	1,190,000
	東田中字東国173番1	宅地	107.37	
2	つつじが丘三丁目9番1	宅地	186.35	5,810,000
3	つつじが丘三丁目9番3	宅地	194.13	6,370,000
4	つつじが丘三丁目9番5	宅地	180.03	5,900,000
5	つつじが丘三丁目9番6	宅地	180.22	5,620,000
6	つつじが丘三丁目9番7	宅地	178.52	4,800,000
7	つつじが丘三丁目21番11	宅地	184.00	5,810,000
8	つつじが丘三丁目29番5	宅地	172.78	9,690,000
	つつじが丘三丁目29番8	宅地	173.17	
9	つつじが丘三丁目29番4	宅地	172.34	9,660,000
	つつじが丘三丁目29番9	宅地	172.83	
10	つつじが丘三丁目28番11	宅地	185.14	6,000,000
11	つつじが丘三丁目28番15	宅地	186.98	6,060,000
12	松江東四丁目1165番79	宅地	193.50	4,850,000
13	今福二丁目7番14	宅地	148.35	9,200,000
14	今福二丁目7番27	宅地	66.15	14,900,000
	今福二丁目7番28	宅地	163.59	
	今福二丁目6	木造スレ ート瓦葺	123.20	
15	今福二丁目7番29	宅地	165.20	6,440,000
	今福二丁目6	木造スレ ート瓦葺	97.20	
16	今福二丁目7番30	宅地	170.22	7,750,000
	今福二丁目6	木造スレ ート瓦葺	76.40	
17	府中字鳥居山324番46	宅地	78.49	4,050,000
	府中字鳥居山324番47	宅地	92.54	

## 2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書 2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課  
和歌山市ホームページ (<http://city.wakayama.wakayama.jp/>)
- (2) 期間 令和6年5月14日（火）から同年6月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 一般競争入札の参加申込み

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和6年5月14日（火）から同年6月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和6年5月14日（火）から同年6月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

1に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件番号	日 時	場 所
1	令和6年7月4日（木）午前10時00分	東田中字東国170番1
2	令和6年7月3日（水）午後 1時00分	つつじが丘三丁目9番1
3	令和6年7月3日（水）午後 1時15分	つつじが丘三丁目9番3
4	令和6年7月3日（水）午後 1時30分	つつじが丘三丁目9番5
5	令和6年7月3日（水）午後 1時45分	つつじが丘三丁目9番6
6	令和6年7月3日（水）午後 2時00分	つつじが丘三丁目9番7
7	令和6年7月3日（水）午後 2時15分	つつじが丘三丁目21番11
8	令和6年7月3日（水）午後 2時30分	つつじが丘三丁目29番5
9	令和6年7月3日（水）午後 2時45分	つつじが丘三丁目29番4
10	令和6年7月3日（水）午後 3時00分	つつじが丘三丁目28番11
11	令和6年7月3日（水）午後 3時15分	つつじが丘三丁目28番15

12	令和6年7月4日（木）午前11時30分	松江東四丁目1165番79
13	令和6年7月4日（木）午後 1時30分	今福二丁目7番14
14	令和6年7月4日（木）午後 1時45分	今福二丁目7番27
15	令和6年7月4日（木）午後 2時00分	今福二丁目7番29
16	令和6年7月4日（木）午後 2時15分	今福二丁目7番30
17	令和6年7月4日（木）午前10時45分	府中字鳥居山324番46

## 7 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	令和6年7月24日（水）午前10時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
2	令和6年7月24日（水）午前10時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
3	令和6年7月24日（水）午前10時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
4	令和6年7月24日（水）午前10時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
5	令和6年7月24日（水）午前11時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
6	令和6年7月24日（水）午前11時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
7	令和6年7月24日（水）午前11時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
8	令和6年7月24日（水）午後 1時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
9	令和6年7月24日（水）午後 1時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
10	令和6年7月24日（水）午後 1時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
11	令和6年7月24日（水）午後 2時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
12	令和6年7月24日（水）午後 2時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
13	令和6年7月24日（水）午後 2時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
14	令和6年7月24日（水）午後 2時45分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
15	令和6年7月24日（水）午後 3時00分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
16	令和6年7月24日（水）午後 3時15分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室
17	令和6年7月24日（水）午後 3時30分	和歌山市役所 本庁舎5階入札室

## 8 入札の方法及び到着期限

郵便による入札とする。

令和6年7月23日（火） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 10 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金で令和6年7月16日（火）から同年7月18日（木）までの午前9時から午後3時までに入札場所において納付しなければならない。

(3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。

(4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

#### 1.1 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和6年7月31日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

#### 1.2 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

#### 1.3 落札者の決定方法

(1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行う。

(3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

#### 1.4 その他

(1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁23番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

(2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号1

和歌山市都市建設局建設総務部用地課

電話 073-435-1086（直通）

物件番号2～11

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

物件番号12

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課区画整理班

電話 073-435-1082（直通）

物件番号13～17

和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第1課用地対策班

電話 073-435-1098（直通）

(3) 契約書作成の要否

必要である。

(4) 議会の議決

不要である。

（令和6年5月14日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 1 0 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 9 日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 6 年 5 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地  
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件  
(1) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和 6 年 5 月 9 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第7号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年5月9日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年5月14日（火） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の任命について
  - (2) 令和5年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について
  - (3) 和歌山市コミュニティセンター条例の一部改正について
  - (4) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
  - (5) 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域並びに学校指定に関する規則の一部改正について
  - (6) 学校運営協議会委員の任命について
  - (7) 令和6年度和歌山市教育委員会客員指導主事の委嘱について
  - (8) 令和7年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択に係る調査員の任命等について
  - (9) 令和7年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命等について
  - (10) その他

(令和6年5月9日掲示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年5月8日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

1 開催日時

令和6年5月13日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 市民農園の開設の認定について
- (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (3) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
- (4) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 農用地利用集積計画について
- (8) 非農地通知について

(令和6年5月8日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和6年5月13日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績  
(令和6年5月13日揭示済)

和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年5月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

**和歌山市企業局規程第6号**

和歌山市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第16号を次のように改める。

別記様式第16号（第11条関係）

給水装置所有権変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市公営企業管理者

新所有者

住 所  
フリガナ  
氏 名 (印)  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

住 所

届出者

フリガナ  
氏 名 (印)  
電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次の給水装置の所有権を変更しましたので、和歌山市水道事業給水条例第18条の4第2項の規定により届け出ます。

給 水 装 置 場 所	和歌山市		
水 栓 番 号	第	号	給 水 本 管 番 号 第 号
旧所有者の証明	住所		
	氏名 (印)		
	電話 - -		
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
備 考 欄			

(注)

- 1 旧所有者の証明ができないときは、次の図書を提出してください。
  - (1) 位置図（住宅図）
  - (2) 登記事項証明書等
  - (3) 未登記の場合は、売買契約書又は相続・贈与等を証明するもの（写し）
- 2 本届出に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、企業局はその責任を負いません。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

（令和6年5月15日揭示済）

和歌山市企業局告示第 17 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 13 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市鳴神 9 1 5 番地 1 6 湯川設備 代表者 湯川 浩充	湯川設備	和歌山市鳴神 9 1 5 番地 1 6	令和 6 年 4 月 1 6 日	第 6 4 4 号
和歌山市榎原 2 2 8 番地 5 株式会社田代設備工業 代表取締役 田代 紘規	株式会社田代 設備工業	和歌山市榎原 2 2 8 番地 5	令和 6 年 4 月 1 8 日	第 6 4 5 号

(令和 6 年 5 月 13 日 掲示済)

## 和歌山市企業局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和6年5月13日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市次郎丸134番地8 株式会社和歌浦設備 代表取締役 山本隆晋	株式会社和歌浦設備	和歌山市次郎丸134番地8	令和6年4月4日	第137号
和歌山市榎原228番地5 田代設備工業 代表者 田代 紘規	田代設備工業	和歌山市榎原228番地5	令和6年4月18日	第581号

(令和6年5月13日揭示済)